

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

介護予防・日常生活支援総合事業において充実を図るべき内容

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等」より抜粋

サービスの分類

<介護保険制度の地域支援事業>

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス
- ② 一般介護予防事業(市町村や地域の住民が主体となった体操教室等)
- ③ 任意事業(要介護者等を対象とした配食・見守り等)

<介護保険制度外>

- ④ その他市町村実施事業
(移動支援、宅配、訪問理美容サービス等)
- ⑤ 民間市場でのサービス提供

⑥として、
地域の助け合い

熊本市における生活支援コーディネーター・協議体の第1層と第2層の役割の違い

第1層

- 基本チェックリスト対象者(要支援者相当)に対する、地域支援事業のサービス事業の創設に向けた関係者との協議
 - ・参入に係る要望・提案・調整
 - ・サービス事業の提供者の確保
- サービス事業者間のネットワーク構築(効果的な事業展開のための連携促進)
- 1次予防(一般介護予防)等の効果的な仕組みづくりについての検討

第2層

- 地域における高齢者の生活支援・介護予防に関する課題整理(ニーズ・資源調査)
- 地域の助け合いの構築に向けた課題整理・自分達にできる取り組みの整理
- 地域支援事業のサービス事業・一般介護予防の、地域における円滑な実施のための検討
- 地域で創設できないサービス・支援は、市等に対し制度化等を提案する。

第1層生活支援コーディネーターと協議体の活動内容

生活支援コーディネーター

構成：市職員が役割を担う

- ・地域支援事業のサービス事業・1次予防事業等の制度設計
- ・協議体構成員等との協議によるサービス創設
- ・サービス提供者の確保

協議体

構成：（詳細は別紙）

- ・地域支援事業のサービス事業関係者
- ・1次予防事業関係者
- ・第2層協議体の構成員の属する市単位組織

- ・地域支援事業のサービス事業・1次予防事業等に関する提案・要望
- ・サービス提供方法についての協議
- ・ネットワーク構築
（効果的な事業展開に向けた連携促進）

具体的には

- ・生活支援サービスの仕組みづくりについて協議（料金、担い手確保等）
- ・サロン活動の支援のあり方検討（効果的な取り組み内容の検討・自立した運営への誘導方法等）等を議論する

第2層生活支援コーディネーターと協議体の活動内容

生活支援コーディネーター

構成: ささえりあ職員が役割を担う

- ・地域のニーズと資源の見える化、問題提起
 - ・地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発
(地域が自らの力で何ができるかについての検討を深めていくこと)
- ⇒将来的には、活動が進化することにより
地域支援事業のサービス事業の提供に
つながることもある

協議体

構成: (詳細は別紙)

- ・地縁団体(自治会、自治協、老人クラブ等)
 - ・地域福祉(民生委員、校区社協等)
 - ・その他(介護事業所、NPO等)
-
- ・コーディネーターの組織的な補完
 - ・地域づくりにおける意識の統一
 - ・ネットワーク化・情報交換